

7 武市活要第28号
令和8年1月6日

武藏野市保育園父母会連合会（市保連） 御中

武藏野市長 小美濃安弘

本格的な寒さがやってまいりましたが、いかがお過ごしですか。

さて、過日いただきました要望書を拝見し、順に回答いたします。

1 保育施設における安全・防犯対策および周辺道路の安全対策について

（1）各園の危険箇所の点検と対策について

危険箇所等については各園で安全計画を策定し、計画に基づいて定期的な確認を行い、必要に応じて対応しております。日々の保育の中で、ひき続き子どもたちの安全に留意しながら、保育を実践してまいります。

（2）防犯カメラ・フェンス・門扉の設置基準および更新計画について

保育施設における防犯カメラ等は、安全に配慮し、各施設の土地の形状及び建物の構造等を考慮して設置しております。保育施設によって開設年数が異なるため、設備の劣化状況及び安全性等を踏まえ、更新を検討してまいります。

（3）通園路の安全対策について

保育園は市立小中学校とは異なり、様々なエリアから子育て家庭が通園するため、通園する経路は様々であり、通園路は定めておりませんが、市立小中学校の通学路に係る道路については、児童・生徒をはじめとした歩行者の安全・安心を確保するために警察と教育委員会と連携し、計画的に交通安全点検等を行っております。具体的にご懸念の箇所がございましたら、所管部署にて確認を行いますので、ご連絡ください。

また、保育施設周辺の道路の安全確保について、道路交通法に基づく取締りや指導等は、交通管理者である東京都公安委員会が所管しておりますので、窓口となる武藏野警

察署にお伝えします。

ひき続き市民に身近な生活道路における適正な交通環境を実現し、生活道路の交通安全対策を進めてまいります。

(4) 飲料水安全（P F A S等）に関する現状と今後の方針の共有について

本市の水道部が供給している水道水は、水質の定期的な監視及び管理を行うために、有機フッ素化合物（P F A S）に限らず、毎年度、水質検査計画をたて検査を実施しています。これまで水質基準に適合して安全であることを確認しておりますので、安心してご使用いただければと存じます。なお、有機フッ素化合物（P F A S）につきましては、過去の測定結果においても、環境省が定めた暫定目標値の 50ng/L（P F O S と P F O A の合算値）を超過したことはなく、市内に2箇所ある浄水場（第一、第二浄水場）から送水される水道水における直近の測定結果は、第一給水区 11ng/L、第二給水区 13ng/L（令和7年11月4日採水）でした。水質検査結果の詳細は市ホームページで随時公開しています。

今後につきましては、水道法施行規則等の改正にともない、令和8年4月1日から有機フッ素化合物の一種であるP F O S 及びP F O Aの水質基準の取扱いが「水質管理目標設定項目」から「水質基準項目」に変わる見込みですが、ひき続き関係法令に則った頻度や検査方法で水質検査を確実に実施し、安全な水道水の供給に努めてまいります。

2 保育施設の建替えの実施（南・東保育園）および老朽化施設への対応について

(1) 南・東保育園の建替えスケジュール（設計、工事着手、完了予定）について

(2) 遅延理由や暫定的な安全確保措置について

（1）および（2）については、あわせて回答いたします。

両保育園の建替えについて、近年の物価高騰の影響及び建設業界の人材不足など社会経済情勢の変化により、仮設園舎の建築費用が高額となることが見込まれることから、令和3年度に策定した整備方針を見直すこととなりました。今後の人口の動向（今年度に市が作成する新たな将来人口推計等）や、今後の保育需要の動向を見据えながら、南

保育園の建物規模、建替えの手法、具体的なスケジュール等も含め、検討を進めてまいります。

安全確保については、建物の劣化調査を実施し、必要な対応を行うことで機能維持を図ってまいります。また、令和2年度に実施したコンクリート健全度調査結果を踏まえ、コンクリートの中性化を遅らせる対応方法等を検討しております。

(3) 老朽化箇所の応急修繕・改修・耐震補強の実施状況を共有について

毎年、老朽化や突発的な故障等に応じて、様々な工事を実施しております。例えば、令和6年度には、吉祥寺保育園では非常階段の改修工事、境保育園では誘導灯のバッテリー交換等を実施しました。

今後も、「武蔵野市公共施設保全改修計画」等に基づいて、園の適切な管理運営体制および子どもの安全の確保等のために必要な工事を実施してまいります。

(4) 今後10年を見据えた改修・建替えの優先順位と概算予算の見通しについて

市立保育園の改修や建替えについては「武蔵野市公共施設等総合管理計画」、「武蔵野市公共施設保全改修計画」および類型別施設整備計画である「子どもプラン」に基づき、計画的な維持修繕、必要な施設更新の検討等を行い、安定的な保育環境の維持に努めてまいります。

3 市内全保育施設における保育の質の確保・向上について

(今夏のプール活動・行事・イベント方針を含む)

(1) 保育士の処遇改善および人員配置（国基準+1名）について

保育士の処遇については、市独自の取組みとして、認可保育所に勤務する保育士等向けの給与や期末報償金の改善のための補助、また、国や都の補助金を活用した宿舎借り上げの補助等を実施しています。

人員配置については、令和6年度に、3歳児及び4歳児以上について国の保育士配置基準が改正されました。

今後の市独自基準の見直しについては、国の保育士配置基準の改善や保育需要の動向等を確認するとともに、市内の認可保育所の運営状況等を総合的に勘案し「武蔵野市保育のガイドライン」を見直しする中で、必要に応じて検討してまいります。

(2) 武蔵野市独自の手当支給やキャリアアップ支援制度について

保育士の待遇については、市独自の取組みとして、認可保育所に勤務する保育士等向けの給与や期末報償金の改善のための補助を実施しています。また、認可保育所の保育士が研修を受講する費用を補助しております。今後も、市内の認可保育所の運営状況等を総合的に勘案した上で、保育士の待遇改善やキャリアアップ支援の取組みを検討してまいります。

(3) 園間格差の縮小のための研修・指導について

本市では、国が定める保育所保育指針に加えて、「武蔵野市保育のガイドライン」を策定しています。「武蔵野市保育のガイドライン」は、本市の子どもたちの最善の利益が最大限に尊重されるために大事にしていきたい事項をまとめ、市における保育内容の水準を定めたものです。

市が実施する保育のガイドライン保育部会では、「武蔵野市保育のガイドライン」の活用等を継承していくため、毎年、各園において保育実践の検討や学びあい等を行っており、今後も保育の質の維持・向上を市として支援してまいります。

(4) プール活動の安全基準・方針と来年度実施内容について

来年度の各園の計画については、今後検討することになりますが、安全を最優先にしながら、子どもが水に慣れ親しむ機会を確保できるように、職員配置や実施方法、当日の実施の可否の判断などの基準等について各園において改めて検討を行うよう伝えたいと考えています。

(5) 行事・教育（音楽・体操など）に関する園間格差の是正について

各園では、それぞれの園の理念等をもとに、園全体及び各年齢における行事や教育等を実践しているものと認識しております。

本市では、近隣の保育園等との連携を深めるとともに、各園の活動等の情報を共有するため、地域別に地域連絡会を開催しています。今後も、各園の考え方を尊重しながら情報共有してまいります。

(6) 年長児のお昼寝の運用について

年長児のお昼寝については、就学を見据えて対応しております。

午睡を一律にするのではなく、発達過程に合わせて、子ども一人一人が自分で生活のリズムを整えていけるように、「保育所保育指針」や「武蔵野市保育のガイドライン」を踏まえ、各園で対応を検討する必要があると考えております。

(7) 猛暑期における屋内活動・体育館利用などの代替手段について

現在も、子どもたちの安全を確保し、暑さ対策の観点から、各園にて屋内での活動について内容を検討しております。ひき続き可能な代替手段を検討してまいります。

4 保育施設におけるＩＣＴ活用促進について

(1) 連絡帳・お便り・日誌等の電子化について

市立保育園4園について、電子化の対象範囲の拡大を推進しております。民間保育施設については、各施設で大事にしている保育及び保護者とのコミュニケーション等に関する考え方がございますので、各施設にて電子化を検討し、推進していくものと認識しておりますが、いただいたご意見については情報共有してまいります。

(2) 感染症発生情報のアプリ配信について

市立保育園4園では、園によっては感染症発生情報をアプリで配信しており、引き続き電子化を推進してまいります。民間保育施設については、各施設で大事にしている保育及び保護者とのコミュニケーション等の考え方がございますので、各園にて検討してい

くものと認識しておりますが、いただいたご意見については情報共有してまいります。

(3) I C T導入後の課題（入力負担・通信環境等）の改善策について

市立保育園4園では、I C T導入後の課題や効果等について把握し、改善に向けた取組みを検討しております。民間保育施設については、各園の電子化の状況やその活用状況に応じ、改善策を検討していくものと認識しております。

(4) 紙とデジタルの併用基準について

市立保育園4園では、「園だより」、「クラスだより」、「献立表」等の園で作成した文書で、保護者に一斉配信が可能なものは、できる限りアプリを活用して配信することに努めています。紙とデジタルを併用している民間保育施設については、いただいたご意見を情報共有してまいります。

5 病児・病後児保育サービスの利便性向上について

(1) 病児・病後児保育の受入枠を拡大してください。

(4) 感染症流行期には臨時拠点や一時受入枠の増設について

(1) および(4)については、合わせて回答いたします。

病児・病後児保育事業につきましては、インフルエンザ等の感染症の流行時には利用が急増する一方で、その他の時期は利用者が非常に少なくなるなど、需要が時季によって変化しやすく、事業者にとって安定した施設運営を行うことが非常に難しい事業であると認識しています。

感染症流行期には利用ニーズが一時的に急増し、ご利用いただけない場合があることについては心苦しく思っておりますが、就労等をしながら子育てをする世帯にとって不可欠な施設であることから、現在の市内3圏域に1施設の体制は今後も維持してまいります。

(2) オンラインでの予約・空き状況確認について

ＩＣＴを活用した事業の利便性の向上については、ひき続き病児・病後児保育事業者と協議しながら検討してまいります。

(3) 診断書要件の見直し、緊急時の柔軟対応について

病児・病後児保育の事業者は、子どもの受入れにあたり、医師連絡票をもとに、病児保育で受入れが可能かどうかを確認し、その上で、子どもたちへの感染等を考慮し、受入れる方法を検討しております。柔軟に対応することに伴う課題もございますので、ひき続き事業者と意見交換しながら、改善策を検討してまいります。

6 希望したタイミングでの希望する保育施設への入園について

(1) 保育施設入所最低指標や点数分布の参考値について

入所指標が非公表であり不透明だとのご意見が多かったことから、市では検討を重ね、令和8年度より、個人が特定されない範囲で保育施設入所最低指標を公表することとなりました。現時点では、公表時期は未定ですが、令和9年度の入所申込の参考となればと考えております。

(2) 兄弟同園優先の扱いについて

既に市内認可保育施設に在園または内定している児童で、その兄弟姉妹が当該児童と異なる市内認可保育施設に在園または内定している児童については、優先順位を高めています。

「1表 基準指標表」、「2表 保護者それぞれにかかる調整指標表」、「3表 世帯にかかる調整指標表」により算出した最終実施指標が同一である場合には、兄弟別園になっている児童の申込に関して、優先順位を第1順位としているところです。

このことについては、令和7年9月発行の「令和8年度 保育施設のしおり」(33ページ)で周知しております。

(3) 中途入園枠を拡充し、待機順位や空き状況を保護者が確認できる仕組みについて

中途入園枠は、各保育園の定員に対する空き状況により生じると認識しており、待機児童ゼロの現状及び保育所によっては空きが発生している現在の状況においては、拡充予定はございません。

また、「待機順位」につきましては、途中入所月の申請状況により絶えず変動するため、公表する予定はございません。

なお、「空き状況」につきましては、途中入所月の初日（毎月 1 日）に空き状況の一覧表を、市のホームページで公表しておりますので、申込みの参考にご覧いただければと存じます。

https://www.city.musashino.lg.jp/shussan_kodomo_kyoiku/kodomo_kosodate/hoikuen_yochien_kodomoen/ninkahoikusho_chiikihoikujigyo/nyusho_tetsuzuki/1006848.html

7 子育て支援全般（合理的配慮・学齢期を含む）について

（1）だれでも一時保育を利用できるよう、利用条件の緩和や見直しを行ってください。

一時保育は、法令等で対象者等について定められ、保育所等を利用していない方にご利用いただく事業となっておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、令和 8 年度から、こども誰でも通園制度が始まりますので、様々な手段を活用して周知してまいります。

（2）保育所等訪問支援事業を全地域で利用可能としてください。

現在、市内に保育所等訪問支援の指定事業者はありませんが、市外の指定事業者を利用することは可能です。事業者から新規開設の相談があった際にはニーズを伝えてまいります。

（3）保育・福祉・教育分野が連携できる相談・支援体制を整備してください。

保育所には様々な児童が在園しており、支援が必要な子どもについてはこれまで障害者福祉の所管部署や小学校等とも連携しながら対応しております。必要な支援によっ

て行政の窓口は異なりますが、これからも連携し、保護者が相談や希望を話しやすい支援体制を整備してまいります。

(4) 小学校4年生以降の学童クラブを新設してください。

市内の公設の学童クラブは、入会希望者が増え続けていることから、これまで学校の協力をいただきながら教室や定員を増やしてきましたが、現在ほとんどの学校で空き教室はない状況です。

小学校4年生以上の受け入れについては、児童数の推移及び施設の状況を見据え学校の協力を得ながら検討する必要がありますが、学童クラブの定員の大幅な拡大が必要となり、困難であると考えています。そのため市といたしましては、低学年の待機児童を出さないことを最優先に対策を進めてまいります。

なお、4年生以降の居場所としては、民間学童クラブの活用も含めてご検討いただければと存じます。

(5) 幼稚園の預かり保育時間を拡充し、多様な就労家庭に対応してください。

現在、市内の私立幼稚園は、預かり保育を適宜拡充していると認識しております。市として可能な支援を継続してまいります。

末筆となりましたが、貴会のますますのご発展を心よりお祈り申し上げます。